

加算	
情報提供療養費 1・2・3 1500円	市町村等に対し必要な情報を提供した場合
24時間対応体制加算 6800 円	24時間いつでも電話等での相談、必要時緊急訪問ができる
緊急訪問看護加算 2650円 月15日以降は2000円/日	利用者様や御家族の求めに応じ主治医の指示により訪問看護を行った場合
特別管理加算 ① 5000円 ② 2500円	① 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している。 ② ①以外の状態
退院時共同指導加算	退院、退所時に主治医又は医療機関、施設職員と共同し在宅療養上必要な指導を行い文書で提供した場合
特別管理指導加算 2000円	特別な管理を必要とする方に対し、退院時共同指導加算に加算される
退院支援指導加算 6000円 8400円 ※1	退院日に算定要件にかかる利用者に療養上必要な指導を行った場合 ※1 長時間の訪問を要するものに対して一回の指導時間が90分を超えた場合、複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合
長時間訪問看護加算 5200円	人工呼吸器を使用している方、特別な管理を必要とする方、特別訪問看護指示期間の方に対し1時間30分以上の訪問看護を実施した場合 厚生労働大臣が定める状態の場合週3回まで可
複数名訪問看護加算 看護師:4500円 准看護師:3800円 看護師と看護補助者 1回/日:3000円 2回/日:6000円 3回/日:10000円	要件を満たす利用者様に対し週に1回(看護補助者の場合は3回)週に1回算定 同一建物内3人以上は左記と異なる
早朝・夜間加算	利用者様、御家族様の求めにより当該時間に訪問看護を提供した場合加算 早朝:午前6時～午前8時 夜間:午後6時～午後10時
深夜加算	同上 深夜:午後10時～翌朝午前6時